

議案第 60 号 飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例について(補足説明資料)

1. 改正の理由

- 地方卸売市場は、卸売市場法の規定により、都道府県知事から認定を受け、市場として卸売業務を行っています。
- 令和8年4月1日施行の卸売市場法の一部改正により、公設市場において業務規程に相当する条例において、「取り扱う指定飲食料品等」、「コスト指標」等の公表を規定することが認定要件として新たに追加されます。
- これに伴い、飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正することとなりました。

2. 改正の背景 *食品等持続的供給法（食料システム法）の創設及び卸売市場法の一部改正

(1) 「食品等持続的供給法（食料システム法）の創設

- ①生産資材、原料価格の高止まりなどの中で、食品等の持続的な供給を実現するためには、持続的な供給に要する費用を考慮した価格形成を促進することが重要です。
- ②このため、食品等の取引の適正化のための措置等を強化することを目的として、令和7年6月に「食品等持続的供給法（食料システム法）が創設されました。
- ③これにより、令和8年4月1日からは、食料全般を対象として、飲食料品等事業者・農林漁業者は、取引において「持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して協議の申出がされた場合、誠実に協議に応じること」等の努力義務が課されます。
- ④また、飲食料品等のうち、事業者間の売買等の取引において、その持続的な供給に要するコストについて認識しにくい品目を、国が「指定品目」として指定できるようになります。
- ⑤その指定品目について、国の認定を受けた団体が「コスト指標」の作成・公表を行い、事業者間の取引条件の協議において活用することができるようになります。

*令和8年1月30日付け農林水産省令により、米穀、野菜、豆腐、納豆、飲用牛乳（成分調整牛乳を除く。）が指定品目に指定されています。

*コスト指標とは、持続的な供給に要する費用（生産、製造、加工、流通又は販売といった各段階において食料の供給に要する費用）を示す指標です。

(2) 卸売市場法の一部改正

- ①卸売市場においては、「公正な取引の場」を提供する観点から、卸売業者、仲卸業者及び売買参加者が努力義務を果たし、「取引の適正化」を図る必要があります。
- ②このため、令和8年4月1日より、開設者が業務規程（条例）に、①「取り扱う指定飲食料品等」、②「コスト指標」、③「事業者の努力義務」の公表に関して定めることを卸売市場の認定要件とする改正が施行されます。